

不登校の現状をご存じですか？

1. 不登校の現状と対策

✓「不登校」とは

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいは、したくともできない状況にあるために、年間30日以上欠席した児童生徒。

✓不登校児童生徒数の推移

小・中学校の不登校児童生徒数は12年連続で増加し、令和6年度は、約35万4千人と過去最多。

※小学校では、約44人に1人、中学校では、約15人に1人にいる計算。

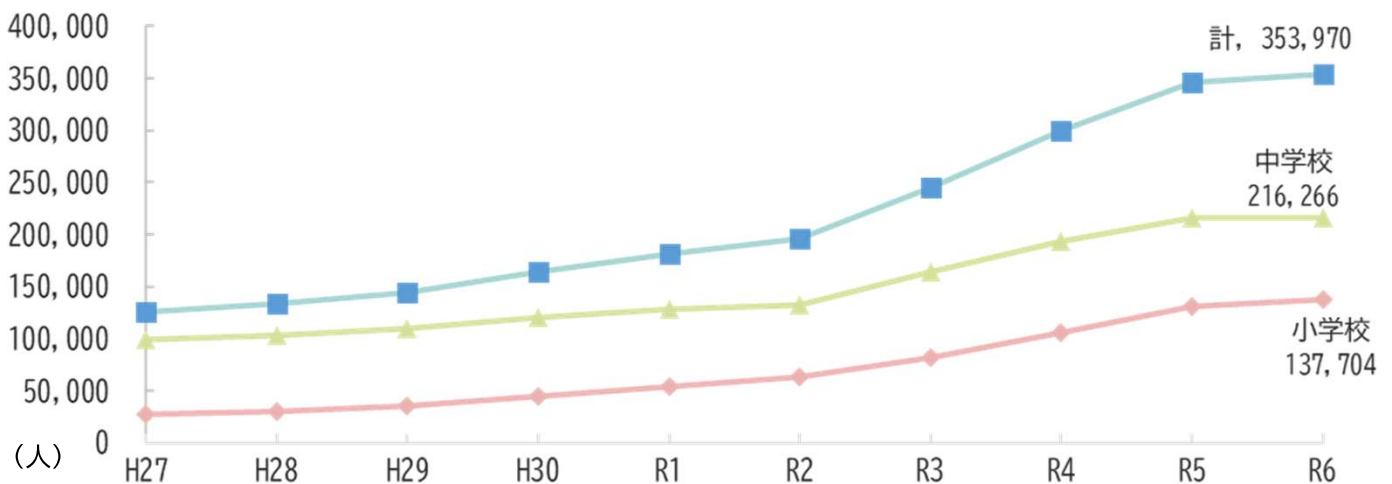
中学校ではクラスに2～3人程度は不登校生徒が存在。



✓国の取組

不登校対策は、各学校及び設置者である教育委員会等が中心となって取組を進めるとともに、国におきましても、令和5年に取りまとめた「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」(COCOLOプラン)等に基づき、関係省庁が連携を図りながら、様々な支援に取り組んでいるところです(別添参照)

👉 不登校児童生徒数の推移



2. 不登校対策は、社会全体が連携して取り組むことが必要です

✓ 不登校対策については、引き続き、各学校や教育委員会、地域等が主体となって取り組んでまいります。生活リズムの不調や友人関係のトラブルなど様々な理由・背景により、子供が不登校となった場合、**特に小学校低学年では、保護者が自宅で見守らざるを得なくなるなど、保護者の就業にも影響が生じ得ることに留意が必要です。**

✓ また、不登校が続くことで、**保護者が離職や休職をせざるを得ない状況に追い込まれてしまうといったケースも指摘されています。**



職場における周知にご協力ください！

1. 不登校対策に関する取組や相談窓口

- ✓ 国においては、不登校児童生徒が学びたいと思った時に学ぶことができるよう、個々の状況に応じた多様な学びの場の確保に向けた取組を推進しています(別添参照)
- ✓ また、お子さんが不登校になった保護者の方や、様々な悩みを抱えるお子さん自身が相談できる窓口設置を各地域に促し、専門家による相談支援やその他の支援に関する情報が届くよう取り組んでいます。
- ✓ 各企業においても、社員の皆さんがお子さんの不登校を理由に休業・離職に追い込まれる状況を防ぐ観点から、社員の皆さんに対して、不登校対策に関する行政の取組や相談窓口に関する情報の周知にご協力をお願いします。



不登校に関する
地元の相談窓口

2. 障害のあるお子さんや医療的ケアを必要とするお子さんについても、介護休業・休暇制度等を利用可能な場合があります

- ✓ 育児・介護休業法に基づく介護休業・介護休暇等の制度は、「常時介護を必要とする状態」にある「対象家族」を介護する場合に利用することができ、「対象家族」には父母や配偶者、祖父母の他、子も含まれます。
- ✓ 不登校児童生徒が育児・介護休業法における「常時介護を必要とする状態」に該当し、保護者の「対象家族」である場合には、介護休業・休暇制度等が利用可能です。

※ 「常時介護を必要とする状態」や介護休業制度等の詳細は、厚生労働省HPをご覧ください
mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/ryouritsu/otoiawase_roudousya.html

<不登校を理由とした休業制度を導入している企業の例>

【共同印刷株式会社】(東京都・製造業)

共同印刷株式会社では、2023年1月より「ライフサポート休業制度」を導入しています。

この制度では、子どもの不登校や不妊治療を理由とした休業を最長2年間、短時間勤務は最長3年間まで利用することを可能にするものです。

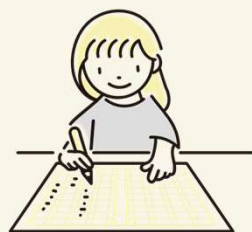
柔軟な働き方を可能にする仕組みとして、時差出勤やテレワークといった既存の制度に加え、それでは対応しきれない状況に直面した場合の「セーフティネット」として活用を促しています。

こうした取組を通じて、様々な事情を抱えて働く社員同士、互いに支え合おうというメッセージを発信することにもつながると考えています。

【別紙】不登校児童生徒の多様な学びの場の確保に向けた取組

☞ 文部科学省では、不登校児童生徒が学びたいと思った時に学ぶことができるよう、個々の状況に応じた**多様な学びの場の確保に向けた取組の推進**に取り組んでいます。また、こども家庭庁においても、文部科学省と連携し、**こどもの育ち支援・子育て支援の観点から不登校対策**に取り組んでいます。

✓ **学校に行くことができるが、自分のクラスに入りづらい児童生徒**



校内教育支援センター

学校には行けるけれど自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる、学校内の空き教室等を活用した部屋。

児童生徒のペースに合わせて学習のサポートを受けたり相談に乗ってもらったりすることができる。

✓ **家から出ることができるが、在籍する学校に行くことができない児童生徒**



学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)

※令和5年8月31日に不登校特例校から名称を変更。

特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学校。通常の学校より授業時数を少なくしたり、体験活動や探究的な学習を充実させたりするなど、弾力的な教育課程の下、興味や関心に応じた柔軟な学びを行っている。

✓ **家から出ることができるが、学校に行くことができない児童生徒**



教育支援センター

各地域の教育委員会が開設しており、児童生徒一人一人に合わせた個別学習や相談などを行っている。

民間団体等

在籍校や教育委員会と連携しながら、学習や体験活動等に取り組んでいる。

✓ **家から出ることができない児童生徒**



オンラインの活用

在籍校や教育支援センターの授業配信、オンラインカウンセリング等を自宅でうけることができる。

アウトリーチ支援

学校等とつながっていない不登校児童生徒に対して、NPO等との民間団体とも連携しつつ、教育支援センターが主体となり訪問支援を行っている。

✓ **地域における不登校のこどもへの切れ目ない支援**



福祉部局やこども政策担当部局における不登校支援体制の構築

福祉部局やこども政策担当部局(首長部局)において、不登校のこどもや保護者への支援メニュー(医師と連携した講演会の開催、社会参加に向けた情報提供など)の開発・実証や、支援体制を構築するためのモデル事業に取り組んでいる。